第百四十二条第二項中「の損金不算入等」を削り、「第五十七条第二項」の下に「（欠損金の繰越し）」を加え、「（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第五十八条第二項（残余財産の確定に係る部分に限る。）（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）」を削り、「損金算入）及び」を「損金算入）、」に、「）並びに」を「）及び」に改め、「（連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益）及び第六目」を削り、「第十一款」を「第十二款」に改める。

第百四十三条第五項第二号ハ中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第百四十四条中「第百六十一条第一項第十二号イ又はハ」に、「、報酬又は年金」を「又は報酬」に、「（」とあるのは「第百四十七条の三第一項（」を「（」とあるのは「第百四十七条の三第一項」に改める。

第百四十四条の二第六項中「第六十九条第十項及び第十一項」を「第六十九条第九項及び第十項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第七項中「第六十九条第十二項」を「第六十九条第十一項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「、第十項」を「、第九項」に、「準用する第十項」を「準用する第九項」に、「及び同条第五項」とあるのは「及び第八十一条の十五第五項」と、「並びに第十項」を「同項」に、「並びに第百四十四条の二第六項」を「同条第六項」に改め、同条第九項中「第六十九条第十項及び第十一項」を「第六十九条第九項及び第十項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改め、同条第十項中「第六十九条第十五項から第十七項まで」を「第六十九条第二十三項、第二十四項及び第二十六項」に、「同条第十五項」を「同条第二十三項」に改め、「は」と、」の下に「「第一項の規定に」とあるのは「同条第一項の規定に」と、」を加え、「「第一項」とあるのは「、同条第一項」と、同条第十六項」を「同条第二十四項」に、「）に当該」を「に当該」に、「同条第十七項」を「同条第二十六項」に、「から第三項まで」とあるのは「、第百四十四条の二第一項から第三項まで」と、「つき第一項から第三項まで」とあるのは「つき同条第一項から第三項まで」を「」とあるのは「、第百四十四条の二第一項」と、「まで又は第十七項」とあるのは「まで」と、「つき第一項」とあるのは「つき同条第一項」に改める。

第百四十四条の三第一項中「日から」を「日（第一号において「六月経過日」という。）から」に改め、同項ただし書中「第一号」を「同号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該事業年度の前事業年度の法人税額（確定申告書に記載すべき第百四十四条の六第二項第七号（確定申告）に掲げる金額をいう。）で六月経過日の前日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに中間期間（当該事業年度開始の日から当該前日までの期間をいう。）の月数を乗じて計算した金額

第百四十四条の三第二項中「日から」を「日（第一号において「六月経過日」という。）から」に改め、同項ただし書中「第一号」を「同号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該事業年度の前事業年度の法人税額（確定申告書に記載すべき第百四十四条の六第二項第七号（確定申告）に掲げる金額をいう。）で六月経過日の前日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに中間期間（当該事業年度開始の日から当該前日までの期間をいう。）の月数を乗じて計算した金額

第百四十四条の三第三項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、同項の表第二項第一号の項中

第七十四条第一項第二号	第百四十四条の六第一項第七号又は第二項第二号（確定申告）

を

）の	）の第百四十四条の三第一項第一号又は第二項第一号に規定する
六月経過日	六月経過日（第百四十四条の三第一項に規定する六月経過日をいう。次号において同じ。）
中間期間	中間期間（同条第一項第一号に規定する中間期間をいう。次項において同じ。）

に改め、同条第四項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、同項の表第二項第一号の項中

第七十四条第一項第二号	第百四十四条の六第二項第二号（確定申告）

を

）の	）の第百四十四条の三第二項第一号に規定する
六月経過日	六月経過日（第百四十四条の三第二項に規定する六月経過日をいう。次号において同じ。）
中間期間	中間期間（同条第二項第一号に規定する中間期間をいう。次項において同じ。）

に改め、同条第五項中「確定申告書に記載すべき第百四十四条の六第一項第七号又は第二項第二号に掲げる金額」を「第一項第一号又は第二項第一号に規定する法人税額」に、「事業年度開始の日以後六月を経過した日」を「六月経過日」に、「当該金額」を「当該法人税額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第七十一条第四項の規定は、前各項の規定を適用する場合について準用する。

第百四十四条の四第一項及び第二項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第四項第一号中「第六十九条第十五項」を「第六十九条第二十三項」に、「第六十九条第十六項」を「第六十九条第二十四項」に、「確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」とあるのは「中間申告書」を「各事業年度の申告書等」とあるのは「各事業年度の確定申告書」に、「にこれら」と、」を「に」と、」に改め、同項第二号中「、第七項」及び「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、「第五十八条第二項及び第五項」を「第五十八条第三項」に、「災害による損失金の繰越し」を「欠損金の特例」に改める。

第百四十四条の十三第九項中「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、同条第十三項中「第八十条第七項」を「第八十条第十項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に改める。

第百四十五条中「第二条第十六号」を「第二条第十五号」に、「第四号まで」を「第五号まで」に改める。

第百四十六条第二項の表第百二十五条（青色申告の承認があつたものとみなす場合）の項中「第百二十五条」を「第百二十五条第一項」に改める。

第百四十七条の四第三項中「又は連結確定申告」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第百四十八条第一項中「（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。第一号において同じ。）」を削り、同条第二項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第百四十九条第三項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第百五十条の二第一項中「及び連結法人」を削る。

第百五十条の二の次に次の一条を加える。

（通算法人の電子情報処理組織による申告）

第百五十条の三　通算親法人が、他の通算法人の第七十五条の四第一項（電子情報処理組織による申告）に規定する法人税の申告に関する事項の処理として、同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項を、財務省令で定めるところにより、同項に規定する方法により提供した場合には、当該他の通算法人は、当該申告書記載事項又は添付書類記載事項を同項に定めるところにより提供したものとみなす。